

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	商工政策課
評 価 対 象 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日

Ⅰ 指定概要

施 設 概 要	名 称	八代市こいこい広場
	所 在 地	八代市松江城町2号1番1
	設置目的	中心市街地に、にぎわいや人々の交流の場を創出するため
指定管理者	名 称	まちなか活性化協議会
	所 在 地	八代市本町2丁目3-17
指定管理業務の内容		(1) 広場の利用の許可に関する業務 (2) 広場の維持及び修繕に関する業務 (3) その他市長が施設等の管理上必要と認める業務(中心市街地の賑わいづくりに資する管理運営など)
指 定 期 間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日 3年

Ⅱ 利用状況

	令和5年度 (評価対象期間の最終年度)	令和4年度 (評価対象期間の初年度)	増減 ※評価対象期間の最終年度 と初年度との比較
開 館 日 数 ※ R5 は う る う 年	366	365	1
借 用 利 用 数	228	19	209
施 設 稼 働 率	100	100	0
自 主 事 業 数	36	16	20

Ⅲ 収支状況(評価対象期間全体) ※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	効 果 額	備 考
収 入	1,670	1,840	170	
指定管理料	470	470	0	
利用料金	1,200	1,290	90	
事業収入	0	80	80	
支 出	900	475	425	
電気、水道、通信、清掃	900	475	425	
収 支	770	1,365	595	

Ⅳ 評価結果

評価項目及び評価のポイント		配点	評価 レベル	得点
1	当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	30		24
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み		20	4	16
①開館時間、休館日の運用				
②稼働率				
③利用者数				
④自主事業				
⑤広報計画				
⑥その他自主的な取組				
(2) 利用者満足度		10	4	8
①意見・ニーズの把握、反映				
②苦情対応				
③情報提供				
[評価の理由]				
(1) こいこいフェスティバル等の自主事業を積極的に実施したことで、コロナ禍明けも相まって、利用者が増加したと高く評価。 (2) まちなか活性化協議会は、本町・通町商店街の各振興組合で構成されていることから、地域（商店街等）からの意見の収集や運営への反映について大きな効果あり。				
2	管理経費縮減に関する取組み	20		16
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み		10	4	8
①経費節減の取組				
②業務の委託				
③会計処理				
(2) 収入の増加		10	4	8
①収入状況				
[評価の理由]				
(1) 施設内の剪定・清掃業務を指定管理者で実施するなど、日頃より、経費の抑制に努めている。 (2) 収入増（利用者増）は上述と同様、自主事業の積極的な展開によるものと判断し、高く評価。				
3	当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	20		14
(1) 施設管理手法及び維持管理体制		10	3	6
①勤務者の教育・研修				
②施設・設備、備品の管理（点検や修繕等）				
③清掃業務				
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など		10	4	8
①緊急事態の対応（準備）				
②個人情報の保護				
③情報公開				
④守秘義務				
⑤文書の整理保存				
[評価の理由]				
(1) 一部の備品について、不適切な管理が見受けられるものの、清掃状況などを踏まえ、適切に維持管理されていると判断。 (2) 毎月の役員会の議事録作成や協議会の通帳・印鑑の分担管理など、適切に行われていることから高く評価。				

4	その他の取組み	30		30
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
	①地域との連携（関係）	20	5	20
	②他の市民利用施設との連携			
	(2) 地域雇用への配慮			
	①市民採用・再雇用	10	5	10
	②地元業者委託			
	[評価の理由]			
	(1)(2)まちなか活性化協議会は、本町・通町商店街の各振興組合で構成されていることから、地域連携（雇用）は非常に強いと判断。			
	合 計	100		84

【総合評価結果】

合計得点	84	評価ランク	B
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%		目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%	↓	目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル（乗率）}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（A～E）を決定する。